号外第九十六号

十月二十九日

漁業関連天災の経営資金の貸付期間等..... 漁業関連天災の指定. 天災による特別被害地域の指定.. 告 目 示 次

改団

同善

: :

示

## 青森県告示第六百八十五号

資金の融通に係る特別被害地域として次の区域を指定する。 上旬までの間の低温及び日照不足についての天災による特別被害農業者に対する経営 法律第百三十六号) 第二条第五項第一号の規定により、平成十五年五月中旬から九月 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和三十年

平成十五年十月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

び東平内村の区域 平内町の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在における小湊町、 西平内村及

一 蟹田町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における蟹田町の区域 今別町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における今別村の区域

兀

鳴沢村の区域 鰺ケ沢町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における赤石村、中村及び

沢村、柴田村、 木造町の区域のうち、 出精村、 川除村及び木造町の区域 昭和二十八年九月三十日現在における舘岡村、 越水村、 鳴

七 深浦町の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在における大戸瀬村の区域

森田村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における森田村の区域

稲垣村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における稲垣村の区域 柏村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における柏村の区域

車力村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における車力村の区域

十二 金木町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における金木町、 及び嘉瀬村の区域 喜良市村

十三 中里町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における中里町、 び内潟村の区域 武田村及

十四(市浦村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における相内村及び脇元村

十五 十和田市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における三本木町、大深 内村、藤坂村及び四和村の区域

<del>\_</del>+ 十六 三沢市の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における大三沢町の区域 七戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における七戸町の区域 百石町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における百石町の区域 十和田湖町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における十和田村の区 野辺地町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における野辺地町の区域

<u>-</u> + 二十六 \_ + = <u>-</u> + -二十五 十四四 六戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における六戸村の区域 横浜町の区域のうち、 下田町の区域のうち、 東北町の区域のうち、 上北町の区域のうち、 天間林村の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在における浦野舘村の区域 昭和二十八年九月三十日現在における横浜村の区域 昭和二十八年九月三十日現在における下田村の区域 昭和二十八年九月三十日現在における甲地村の区域 昭和二十八年九月三十日現在における天間林村の区

二十七 六ケ所村の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在における六ケ所村の区

)

二十八むつ市の区域のうち、 部町の区域 昭和二十八年九月三十日現在における大湊町及び田名

三十 二十九 東通村の区域のうち、 八戸市の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在における是川村、 昭和二十八年九月三十日現在における東通村の区域 豊崎村、

= + -八戸市、大館村、 三戸町の区域のうち、 館村、上長苗代村及び市川村の区域 昭和二十八年九月三十日現在における猿辺村の区域

三十二 五戸町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における五戸町、 野沢村、 浅田村及び豊崎村の区域 川内村

三十三 田子町の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における田子町及び上郷 村の区域

三十四 福地村の区域のうち、 村の区域 昭和二十八年九月三十日現在における地引村及び田部

三十五
新郷村の区域のうち、昭和二十八年九月三十日現在における戸来村及び野沢 村の区域

青森県告示第六百八十六号

県

報

の暴風波浪を同項の漁業関連天災として指定する 第二条第一項の規定により、平成十五年三月七日及び同月八日並びに同年四月十七日 青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例(昭和五十三年三月青森県条例第三号)

青

森

平成十五年十月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

青森県告示第六百八十七号

定した平成十五年三月七日及び同月八日並びに同年四月十七日の暴風波浪に関し、青 定により次のとおり経営資金の貸付期間等を定めたので告示する。 森県農林漁業災害経営資金融通助成条例 平成十五年十月二十九日青森県告示第六百八十六号をもって漁業関連天災として指 (昭和五十三年三月青森県条例第三号) の規

平成十五年十月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

## 経営資金の貸付期間

項の知事が定める期間は、 青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例 告示の日から平成十六年三月三十一日までとする。 ( 以 下 「条例」という。) 第二条第三

経営資金の貸付限度額

=

- 項の市町村長が認定する損失額に百分の五十を乗じて得た額とする。 条例第二条第三項第一号の知事が定めるところにより算出される額は、 同条第
- 条例第二条第三項第一号の知事が定める額は、二百万円とする。
- 経営資金の償還期限

条例第二条第三項第二号の知事が定める期限は、 次の表のとおりとする。

.	三 一又は二に該当する場合以外の場合	(一に該当する場合を除く。)	の市町村長の認定を受けたものに貸し付けられる場合	二 条例第二条第一項の被害漁業者で同条第三項第三号	られる場合	三号の特別被害地域内に住所を有するものに貸し付け	- 条例第二条第二項の特別被害漁業者で同条第四項第	貸付けの区分
1	Ξ			五			六	期
:	年			年			年	限

## 兀 特別被害地域の指定

条例第二条第四項第三号の知事が指定する区域は、 次の表のとおりとする。

- 横浜村の区域 横浜町の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在における
- 二川内町の区域のうち、 川内町の区域 昭和二十八年九月三十日現在における
- る脇野沢村の区域 脇野沢村の区域のうち、 昭和二十八年九月三十日現在におけ
- 五 経営資金の総額

条例第四条の知事が定める額は、三億円とする。

青森市長島一丁目一番 (発行所・発行人) 県号

毎週月・水・金曜日発行

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市古川二丁目一七番五号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭